

SOHOビジネスオフィス（草津・米原）の廃止における条例改正について

1 経緯

I Tを活用した事業者を支援するSOHOビジネスオフィス（草津・米原）については、インターネット環境の充実やテレワークの定着、民間のコワーキング施設の充実などの社会環境の変化を受け、施設設置による県の支援はその役割を終えたとして、廃止の方針を決定。

草津SOHOについては、現在の入居状況を鑑みて、令和6年度をもって区画の一部を廃止する。

2 今後のスケジュール

草津SOHO

内容	実施時期
Bエリア（7／20室）廃止	R 7 年 3 月末
Bエリア原状回復工事	R 7 年 4 月
Aエリア（13室）廃止	R 10 年 3 月末
Aエリア原状回復工事	R 10 年 4 月

米原SOHO

内容	実施時期
（10室）廃止	R 7 年 3 月末
原状回復工事（一部改修工事）	時期未定

3 議案

草津SOHO	米原SOHO
滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する等の条例案（別紙1）	滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案（別紙2）

4 参考

	草津SOHO	米原SOHO
入居状況（1/1時点）	9／20室	1／10室
所在地	草津市大路一丁目1番1号 エルティ 932 4階	米原市下多良二丁目137 滋賀県立文化産業交流会館 4階
運営主体	指定管理 Seif（代表団体：株式会社アダムスセキュリティ、構成団体：株式会社メディアエージェンシー）	・指定管理（施設の設置・管理） 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 ・業務委託（支援業務） 滋賀県産業支援プラザ

滋賀県立草津ＳＯＨＯビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部
を改正する等の条例案要綱

1 改正等の理由

令和 6 年度をもって滋賀県立草津ＳＯＨＯビジネスオフィスの区画の一部を廃止するため、滋賀県立草津ＳＯＨＯビジネスオフィスの設置および管理に関する条例（平成 14 年滋賀県条例第 58 号）の一部を改正するとともに、令和 9 年度をもって滋賀県立草津ＳＯＨＯビジネスオフィスを廃止するため、同条例を廃止しようとするものです。

2 改正等の概要

- (1) 滋賀県立草津ＳＯＨＯビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部改正
区画 14 から区画 20 までを廃止することとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (2) 滋賀県立草津ＳＯＨＯビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の廃止
滋賀県立草津ＳＯＨＯビジネスオフィスの設置および管理に関する条例を廃止することとします。（第 2 条関係）
- (3) この条例中(1)は令和 7 年 4 月 1 日から、(2)は令和 10 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 号

滋賀県立草津ＳＯＨＯビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する等の
条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立草津ＳＯＨＯビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する
等の条例

(滋賀県立草津ＳＯＨＯビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県立草津ＳＯＨＯビジネスオフィスの設置および管理に関する条例(平成 14 年滋賀
県条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

別表区画 14 の項から区画 20 の項までを削る。

(滋賀県立草津ＳＯＨＯビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の廃止)

第 2 条 滋賀県立草津ＳＯＨＯビジネスオフィスの設置および管理に関する条例は、廃止する。

付 則

この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 10 年 4 月 1 日から施行
する。

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧		新	
本則および付則 省略 別表（第3条、第6条、第15条関係）		本則および付則 省略 別表（第3条、第6条、第15条関係）	
区分	金額	区分	金額
省略		省略	
区画14	同 41,000	(削除)	
区画15	同 39,500		
区画16	同 46,500		
区画17	同 37,700		
区画18	同 39,700		
区画19	同 58,000		
区画20	同 41,900		
注 省略		注 省略	

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和 6 年度をもって滋賀県立文化産業交流会館の業務のうちビジネスオフィスの提供を廃止するため、滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和 63 年滋賀県条例第 26 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県立文化産業交流会館の業務のうち、ビジネスオフィスの提供を廃止することとします。（第 2 条関係）
- (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和63年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第3条第1項および第2項中「、ビジネスオフィスを除き」を削る。

第4条の見出し中「ホール等の」を削り、同条第1項中「（ビジネスオフィスを除く。）」を削る。

第5条および第6条を削る。

第7条第1項中「第4条第1項または」を削り、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条中「もしくは第6条第1項」を削り、同条第2号中「または第6条第1項」を削り、同条第3号中「または第6条第2項各号」を削り、同条第5号中「または第6条第4項」を削り、同条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条第1項第1号中「（第5条の規定による承認を除く。）」を削り、同条第2項中「、第8条および第9条」を「および第7条」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とし、第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

第15条中「第11条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第16条第1項中「第11条第1項」を「第9条第1項」に、「第7条」を「第5条」に改め、同条を第14条とし、第17条を第15条とする。

別表中「第7条、第16条」を「第5条、第14条」に改め、同表第2項を削り、同表第1項中表および注以外の部分を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (業務) 第2条 文化産業交流会館は、次に掲げる業務を行う。 (1)～(3) 省略 (4) <u>スモールオフィス・ホームオフィス（情報通信技術を活用した小規模な事務所等による操業の形態をいう。以下同じ。）による事業のための施設（以下「ビジネスオフィス」という。）の提供</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、前条に規定する設置の目的を達成するために必要な業務</u> (開館時間等) 第3条 文化産業交流会館の開館時間は、<u>ビジネスオフィスを除き</u>、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、イベントホール、小劇場、練習室および会議室については、午前8時30分から午後9時30分まで使用することができる。 2 文化産業交流会館の休館日は、<u>ビジネスオフィスを除き</u>、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 3 省略 (<u>ホール等の使用の承認</u>)	第1条 省略 (業務) 第2条 文化産業交流会館は、次に掲げる業務を行う。 (1)～(3) 省略 (削除) (4) <u>前3号に掲げるもののほか、前条に規定する設置の目的を達成するために必要な業務</u> (開館時間等) 第3条 文化産業交流会館の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、イベントホール、小劇場、練習室および会議室については、午前8時30分から午後9時30分まで使用することができる。 2 文化産業交流会館の休館日は、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 3 省略 (使用の承認)

第4条 文化産業交流会館の施設（ビジネスオフィスを除く。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 省略

（ビジネスオフィスを使用することができる者）

第5条 ビジネスオフィスを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたものとする。

（1） スモールオフィス・ホームオフィスによる事業を行う者で、ビジネスオフィスの使用の開始の日において当該事業に係る創業の日から5年を経過しないもの

（2） スモールオフィス・ホームオフィスによる事業を支援するため適当であると知事が認める事業を行う者

（ビジネスオフィスの使用の承認）

第6条 前条の規定による承認を受けた者がビジネスオフィスを
使用しようとするときは、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

（1） 文化産業交流会館における秩序を乱し、または善良な風俗

第4条 文化産業交流会館の施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 省略

（削除）

（削除）

を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 文化産業交流会館の施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他文化産業交流会館の管理上支障があると認められるとき。

3 ビジネスオフィスを使用することができる期間は、3年以内とする。

4 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、文化産業交流会館の管理上必要な限度において、条件を付することができる。

(使用料)

第7条 第4条第1項または前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2～5 省略

第8条 省略

(使用の承認の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項もしくは第6条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1) 省略

(2) 使用者が詐欺その他不正の行為によつて第4条第1項または第6条第1項の規定による承認を受けたとき。

(使用料)

第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2～5 省略

第6条 省略

(使用の承認の取消し等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1) 省略

(2) 使用者が詐欺その他不正の行為によつて第4条第1項の規定による承認を受けたとき。

(3) 使用者が第4条第2項各号（同項第4号を除く。）または第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 省略

(5) 使用者が第4条第3項または第6条第4項の規定により付された条件に違反したとき。

(6)・(7) 省略

第10条 省略

（指定管理者による管理）

第11条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、文化産業交流会館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 第2条各号に掲げる業務（第5条の規定による承認を除く。）

(2)・(3) 省略

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条、第8条および第9条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第12条～第14条 省略

（指定管理者による開館時間等の変更）

第15条 第11条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務

(3) 使用者が第4条第2項各号（同項第4号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 省略

(5) 使用者が第4条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(6)・(7) 省略

第8条 省略

（指定管理者による管理）

第9条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、文化産業交流会館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 第2条各号に掲げる業務

(2)・(3) 省略

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第10条～第12条 省略

（指定管理者による開館時間等の変更）

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務

を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第16条 第11条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第7条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に文化産業交流会館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2～6 省略

第17条 省略

付則 省略

別表（第7条、第16条関係）

1 イベントホール等

表・注 省略

2 ビジネスオフィス

<u>区分</u>	<u>金額</u>
<u>区画1</u>	円 1月につき 24,700
<u>区画2</u>	同 25,100
<u>区画3</u>	同 24,600
<u>区画4</u>	同 24,600
<u>区画5</u>	同 28,300

を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に文化産業交流会館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2～6 省略

第15条 省略

付則 省略

別表（第5条、第14条関係）

(削除)

表・注 省略

(削除)

<u>区画 6</u>	<u>同 24,200</u>
<u>区画 7</u>	<u>同 26,200</u>
<u>区画 8</u>	<u>同 24,300</u>
<u>区画 9</u>	<u>同 24,300</u>
<u>区画10</u>	<u>同 25,300</u>

注

- 1 使用期間に1月未満の端数があるときは、1月とする。
- 2 この表に定めるもののほか、特別に要する費用については、知事が別に定める額とする。